令和８年（フ）第６３号
大分県宇佐市大字金屋154番地の４
債務者　南　育江
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第４２号
宮崎県日南市梅ケ浜一丁目２番10号
債務者　岩倉　史弥
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第４３号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙3655番地５、前住所宮崎県日南市大字星倉5016番地
債務者　行本　勝保
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第９８１号
東京都八王子市三崎町５番16―910号
債務者　萩原　孝司
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３５０５号
大阪市鶴見区諸口１丁目11番６―405号
債務者　土岐　　茜（旧姓岩田）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５８３号
大阪市西淀川区佃２丁目１番28号　キャッスルハイツ　203号室
債務者　前島　加奈
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６７号
大阪府豊中市庄内西町２丁目７番５―302号
債務者　横山　一也
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７０６号
大阪市城東区古市２丁目８番９―701号
債務者　大塚美由紀
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７２２号
大阪市北区長柄東３丁目３番24―409号
債務者　藤本　麻由
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７６０号
大阪府箕面市粟生間谷東５丁目７番１―310号
債務者　石井　賢治
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８０４号
大阪府門真市一番町６番５―302号
債務者　山本　政春
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９２８号
大阪市東淀川区柴島２丁目21番27号　サンロイヤル柴島パートⅠ　303号、前住所奈良県大和高田市大字曽大根370番地１
債務者　栗木　昴仁
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９３５号
大阪市城東区野江２丁目16番25―305号
債務者　林　　宣博
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０１９号
大阪府枚方市津田山手１丁目１番１―505号
債務者　丸尾　将太（法定代理人成年後見人深水周子）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７２号
兵庫県伊丹市桑津４丁目１番１―309号、前住所兵庫県伊丹市山田６丁目５番20号　ハイツ・クレッシェンド101号
債務者　栗巣　早苗
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１７４号
兵庫県川西市東久代１丁目10番17号　202、前住所兵庫県神戸市西区神出町東222番地の２
債務者　藤本　奏音
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第７４０号
広島市佐伯区屋代３丁目７番28―102号　セジュール幟Ｂ
債務者　北浦　宏星
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部